

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月14日認可した。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
宝幢寺池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）重元地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下所地区
丸亀市飯野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉岡東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉岡地区
丸亀市馬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柞原町西村地区
丸亀市金倉町川東土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中の池地区
丸亀市三条町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上村西地区
垂水土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香川方地区
丸亀市下金倉瓢池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）晩田2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鶴田地区
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）高津地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）川古池地区
丸亀市郡家町大池宮池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）宮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八幡地区
丸亀市中津土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大道下地区
丸亀市田村池太井池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池田地区
丸亀市庄之池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柞原町宮中地区
丸亀市川西土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岸ノ上地区